

モバイル市場の公正競争促進に関する検討会

中古端末事業者ヒアリング説明資料

2018年1月15日

- リユースモバイル・ジャパン概要と取り組み
- 中古端末に対する消費者の動向に関して
- 中古端末が拡大しない理由と今後の対応方針
- 中古端末の国内流通拡大に向けた要望

2017.03.14 リユースモバイル端末を取り扱う事業者8社が発起人企業となり設立

●設立背景

総務省による「携帯電話料金その他の提供条件に関するタスクフォース」の開催や公正取引委員会による「携帯電話市場における競争政策上の課題について」の発表が行われ、家計における携帯電話料金などの負担軽減を目的とした

- (1) ライトユーザー、長期契約者向けの料金負担軽減
- (2) 行き過ぎた端末販売の適正化
- (3) MVNOのサービス多様化

など、携帯電話市場は大きく動き出しています。
そうした中、リユースモバイル通信端末（中古の携帯電話やスマートフォン等）は、消費者により低廉な負担で通信サービスをご利用いただける手段として、大きな注目を集めています。しかしながら、

「行政との意見交換の受け皿である業界団体の不在」
「赤口ムの問題」
「個人情報のデータ消去の課題」

など業界としての課題も顕在化しています。
そのような状況を鑑みて、リユースモバイル通信端末を取り扱う事業者8社が発起人企業となり、RMJを設立する運びとなりました

会長：栗津浜一 副会長：土橋武、富田浩計、柳重光

代表理事企業：株式会社携帯市場

副代表理事企業：
株式会社ゲオ、株式会社TSUTAYA、ブックオフコーポレーション株式会社

理事企業：
日本テレホン株式会社、株式会社ネオリア、株式会社パシフィックネット、エコケー株式会社

●RMJの理念

リユースモバイル通信端末市場の発展により、多様で低廉な通信サービスが安心して安全に**消費者**に提供される社会の形成を目指す。

●RMJのビジョン

リユースモバイル通信端末市場の健全な発展および**消費者保護**を目的とした安心・安全なリユースモバイル通信端末流通の促進を行うことを目的とする。

●RMJの事業内容

- (1) リユースモバイル通信端末に関する事業の認知度向上を目指す広報・啓蒙活動
- (2) リユースモバイル通信端末事業者における古物営業法等の法令順守のための活動
- (3) リユースモバイル通信端末事業に係る関連省庁との連携
- (4) 関連事業者(キャリア・メーカー・MVNO事業者等)および業界団体との連携
- (5) リユースモバイル通信端末事業の健全な発展に関する政策提言
- (6) 優良かつ透明性の高いリユースモバイル通信端末事業者の育成
(データ管理・不正端末流通防止等に関するガイドライン策定等)
- (7) 会員相互の連絡と共通する課題の共有
- (8) 前各号に掲げる事業に付帯または関連する事業



上記含む加盟企業 14 社

消費者への認知度向上を目的に

●取り組み①「市場動向・市場規模の公表」

RMJでは、販売数や、下取り台数や価格等の自主統計をおこない、市場動向や規模感の動向を公表し、業界の認知度向上に努めています

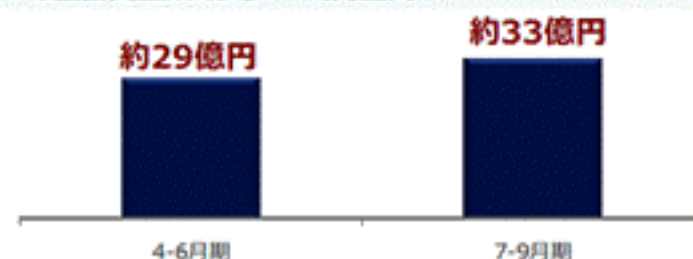
2017 年10月25 日 RMJリリースより抜粋

1.RMJ正会員企業の総店舗数

1,697 店舗

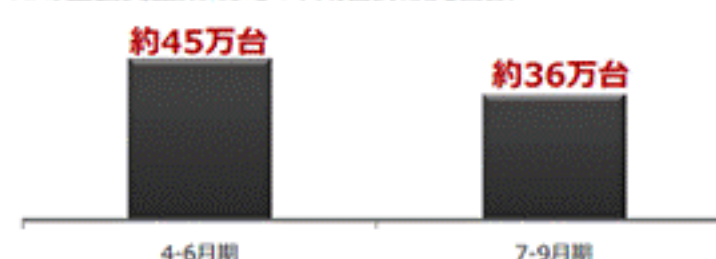
※RMJ正会員企業9社による9月末時点のリユースモバイル端末の買取と販売を共に行うリアル店舗数
※17年6月末時点で1,706店舗

2.RMJ正会員企業による4半期売上高



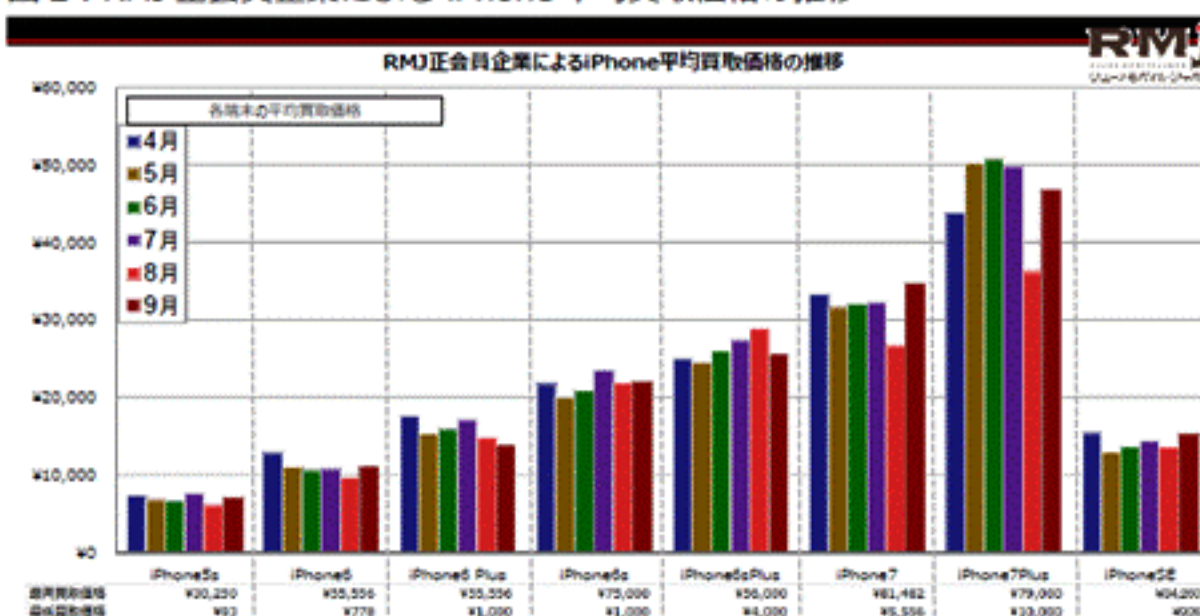
※ OSを問わず、リユース、リサイクル対象スマートフォンの販売金額の合計
※ 販売総額は国内外、BtoB、BtoC問わない
※ RMJ正会員企業9社のデータを集計

3. RMJ正会員企業による4半期合計販売台数



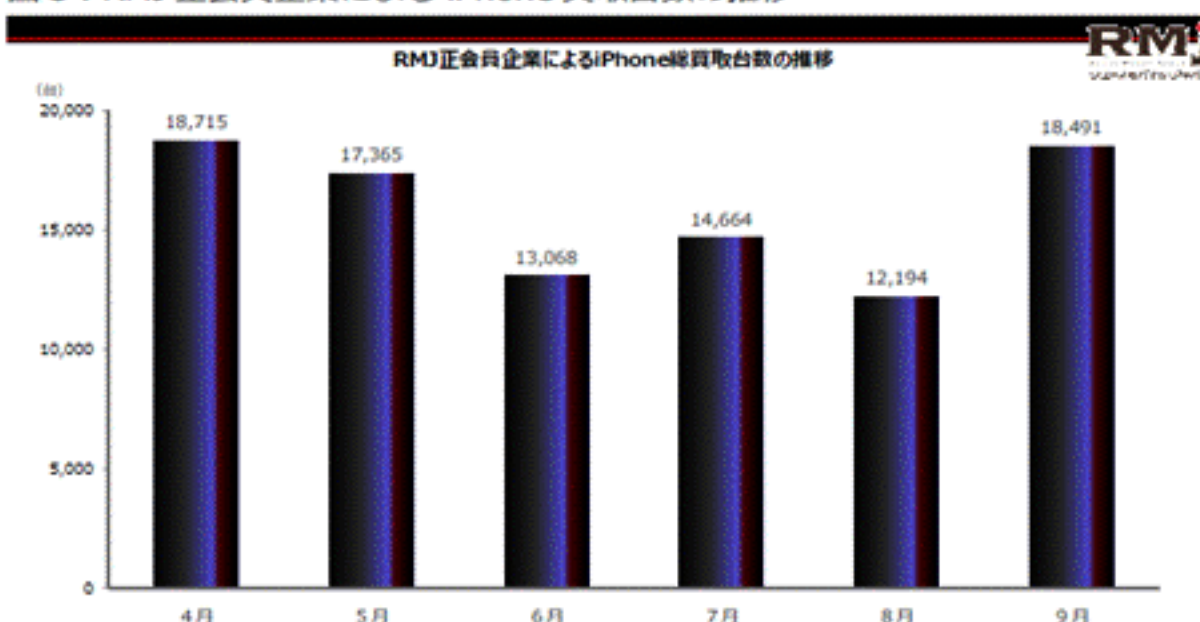
※ OSを問わず、リユース、リサイクル対象スマートフォンの販売金額の合計
※ 販売総額は国内外、BtoB、BtoC問わない
※ RMJ正会員企業9社のデータを集計

図2：RMJ正会員企業によるiPhone平均買取価格の推移



※ 店頭で個人から買い取った再生利用可能な端末を原則集計対象としているが、一部、修繕可能等の判断や業者間取引で買い取った低価格品が含まれることがある

図3：RMJ正会員企業によるiPhone買取台数の推移



※ 店頭で個人から買い取った再生利用可能な端末を原則集計対象としているが、一部、修繕可能等の判断や業者間取引で買い取った低価格品が含まれることがある
※ アップル社のiPhone5s以降の端末を対象としている。

安心・安全な流通促進を目的に

●取り組み②「ガイドライン策定」

—中古携帯端末の適切な買取方法、データ消去方法などを会員企業に公開—

リユースモバイル通信端末市場の健全な発展および**消費者保護**を目的とした安心・安全なリユースモバイル通信端末の流通促進に向けてガイドラインを策定し、優良かつ透明性の高いリユースモバイル通信端末事業者の育成を目指しています

ガイドライン概要

1. リユースモバイルビジネスへの参入方法
2. リユースモバイル機器を買取る際に確認すべき事項
3. リユースモバイル機器のリファビッシュ
4. エンドユーザー販売時の必要事項
5. サポートに関して
6. モバイル端末の海外への販売
7. リユースモバイルビジネスに関わる法律

2017 年11月24 日 RMJリリース

報道関係者各位

2017 年 11 月 24 日

リユースモバイル・ジャパン

リユースモバイル機器取り扱いガイドライン策定のお知らせ

—中古携帯端末の適切な買取方法、データ消去方法などを会員企業に公開—

リユースモバイル通信端末（中古携帯電話端末）販売事業者の業界団体であるリユースモバイル・ジャパン（RMJ）は、11 月 24 日リユースモバイル機器取り扱いガイドラインを策定した事をお知らせします。ガイドライン策定により、リユースモバイル通信端末市場の健全な発展および消費者保護を目的とした安心・安全なリユースモバイル通信端末流通の促進を目指します。

■ガイドライン策定の目的

RMJ では、リユースモバイル機器を取り扱うに当たって、遵守すべき法令や消費者保護を目的とした、安心・安全な機器の売買を行うための必要事項をガイドラインにまとめ、優良かつ透明性の高いリユースモバイル通信端末事業者の育成を目指し、当ガイドラインを策定しました。なお、ガイドラインは会員企業向けに公開されます。

■ガイドラインの概要

法令遵守や消費者保護の観点から、リユースモバイル機器の取り扱いを行う上での留意事項の実務面を中心にガイドラインをまとめております。こちらのガイドラインを活用する事により、より適切なリユースモバイル端末の取り扱いが可能となります。

1. リユースモバイルビジネスへの参入方法
リユースモバイルビジネスに参入するために必要な古物営業許可に関する事項を解説しております。
2. リユースモバイル機器を買取る際に確認すべき事項
リユースモバイル機器特有の、各種ロックや赤口ムなどの注意点、リユース品として流通させるにあたっての買取時に必要な事項をまとめております。これにより、不適切な商品の流通防止に努め、また、ハードウェアとしての確認事項や査定ランク基準を記載することで、消費者が安心して利用できる様に適切な確認事項を設けました。
3. リユースモバイル機器のリファビッシュ
個人情報の流出防止を目的としたデータ消去方法やデータ消去ソフトウェアを記載しております。また、エンドユーザーが快適にご利用いただく為の再生方法を記載しております。

重要な記載事項や販売方法を記載しております。必要な事項もまとめており、消費者が安心していただく為に、事業者として対応すべき必要事項を

機器をご購入頂くように、事業者が行うサポートをします。

事項をまとめております。

法律
律、機器に関わる法律など、さまざまな法律の

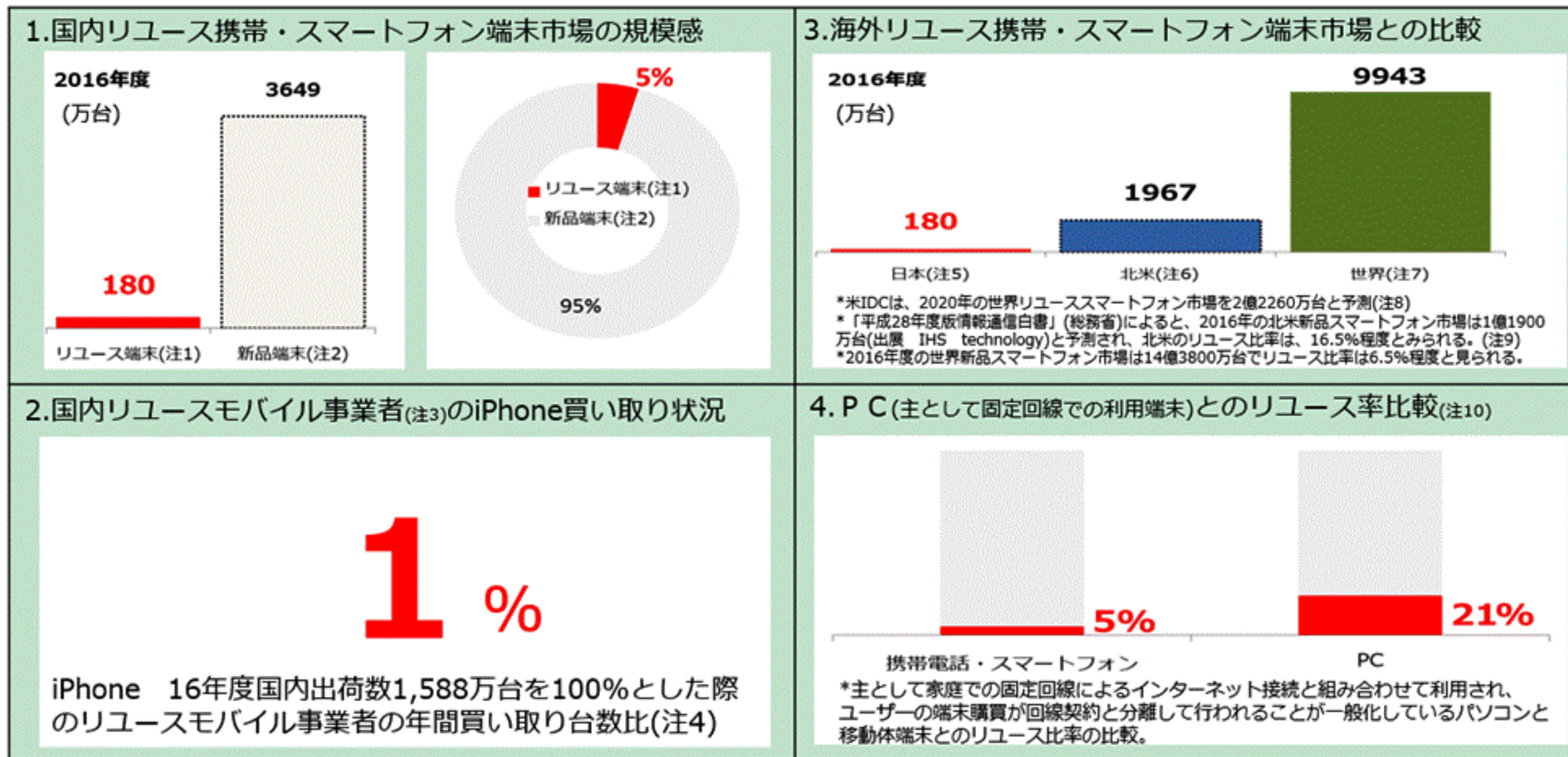
（会社（様不同）

と、お

中古端末市場の拡大のために

●取り組み③「市場分析」

国内市場・海外市場・他業種等の動きやデータ等を分析し、市場発展に向けた検証・分析を行っています



MM総研 中古端末の利用実態調査（2017年10月）より

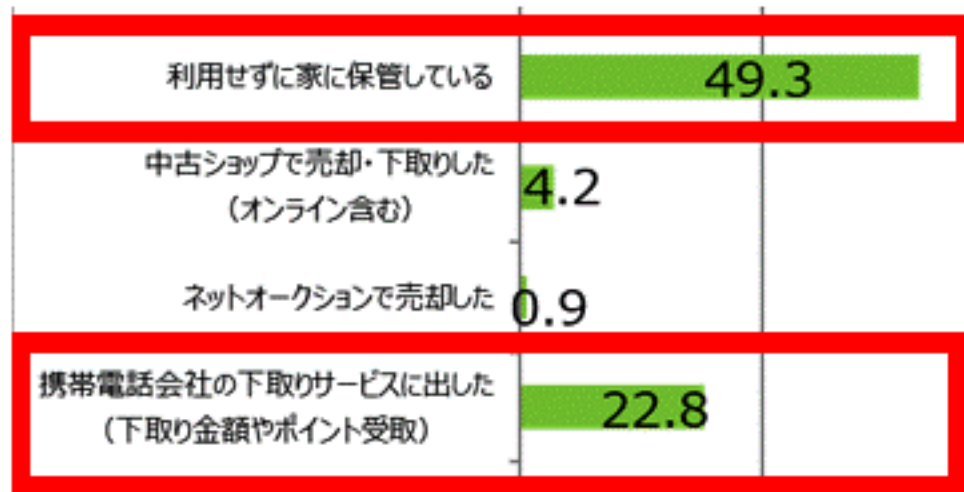
●中古端末購入未経験者の理由(%)



n=20532（対象：中古端末購入未経験者）

消費者の中古端末認知度がまだまだ低い

●過去利用端末の処遇(%)



n=10071（対象：「機種変更」・「乗り換え」による現在スマートフォン利用者）

下取りを活性化すると埋蔵携帯の流動性が上がる可能性がある！

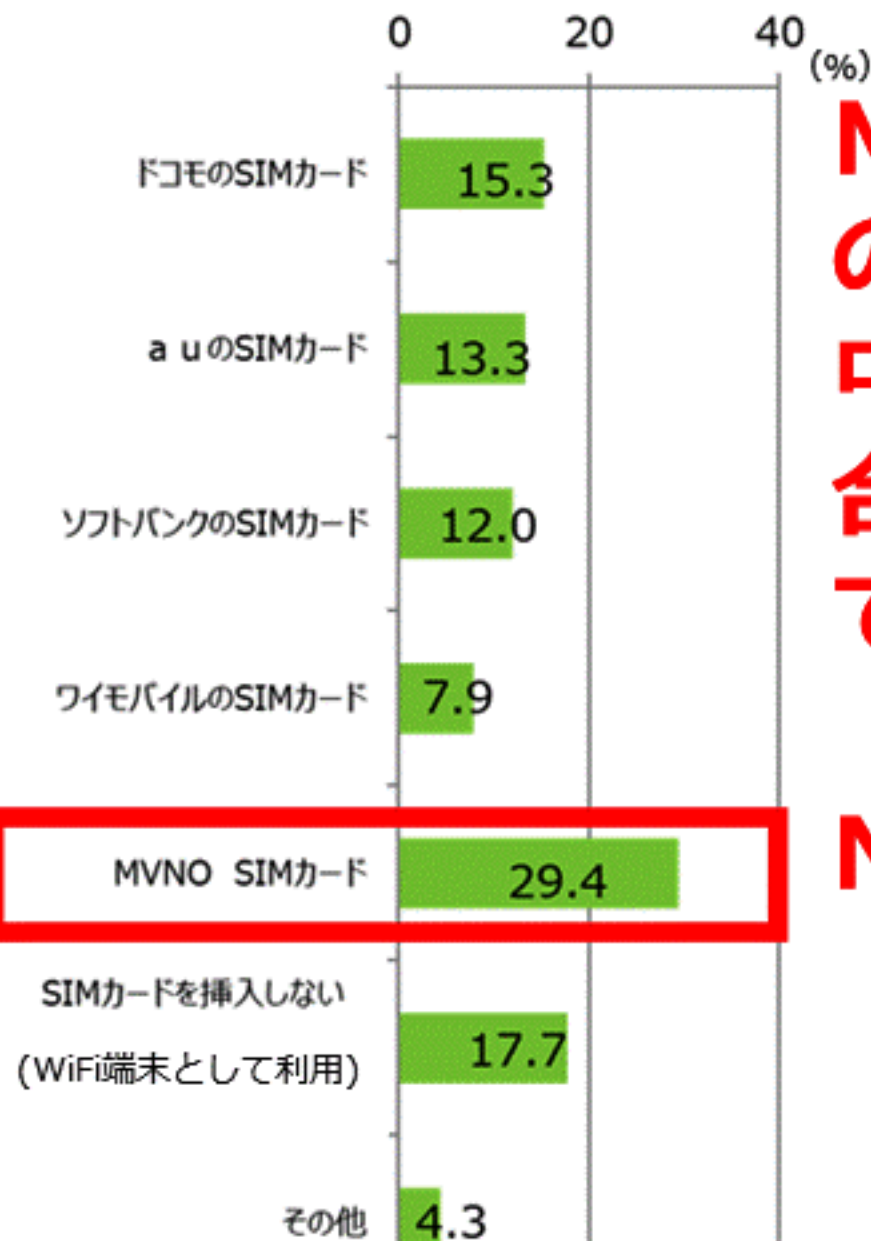
●中古端末の購入理由



n=1279（対象：中古端末購入経験者）

安さが最大の魅力

●中古端末に挿入するSIMカード



n=931（対象：中古スマートフォン購入経験者）

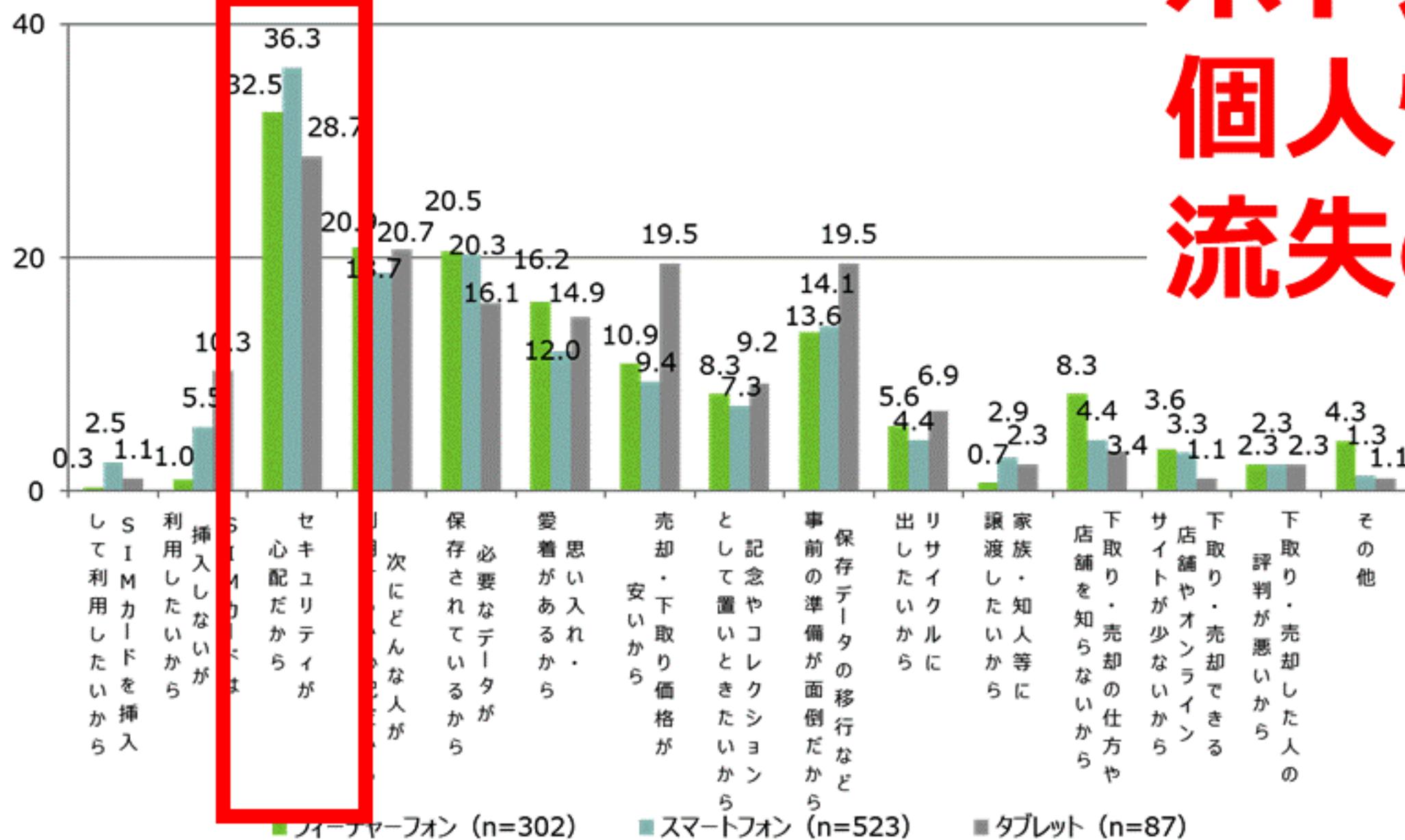
MVNOやMNOの多様な回線と中古端末を組み合わせられて使われている。

NO,1はMVNO

消費者目線での中古端末に関する懸念

● 端末を下取り・売却したくない理由

(%)



**ボトルネックは
個人情報等のデータ
流失の懸念**

出典：株式会社MM総研 中古端末の利用実態調査 (17年10月)

中古端末が拡大しない理由と今後の対応方針

消費者不安・認知度不足が市場拡大しない2大要因

消費者の不安払拭

データ消去

データ消去の安全性の担保
フェリカやアプリ等、端末内以外に残る情報の消去運用の整備

端末整備

一定の基準による動作チェック運用体制の整備

保証

エンドユーザーに対する保証期間や適応ルールの明確化。故障や破損した場合の対応方法・対応拠点の拡充。

認知度の向上

端末に関して

中古端末が使用できる、ということの啓蒙

SIMカードに関して

SIMカードを抜き差しして使用できることを啓蒙する

中古端末の国内流通拡大に向けた要望

ネットワーク 利用制限

○・▲・×
等の表記に関して

ネットワーク利用制限サイトに反映させるタイミングの明確化とスピードアップ（割賦返済後速やかに○へ移行する等）

利用制限×に関して

盗品と料金未納（通信料・割賦代金）の区別を行っていただきたい（当然盗品は扱わない）

ステークホルダー （通信事業者等） との協議

ネットワーク利用制限、現行ルール外の中古端末のSIMロック解除、下取り端末の国内2次流通等に関して協議・検討の場を頂きたい

中古端末の品質保持のため、交換用の部品供給等の検討の場を頂きたい

**中古端末市場拡大＝消費者の選択肢増となるべく
ステークホルダーの皆様と協力させていただきたい**

ネットワーク利用制限とは

「ネットワーク利用制限」とは、通信事業者が、不正に入手された携帯電話機が「振り込め詐欺」などの犯罪に利用されることを防止することを目的として実施している仕組みです。

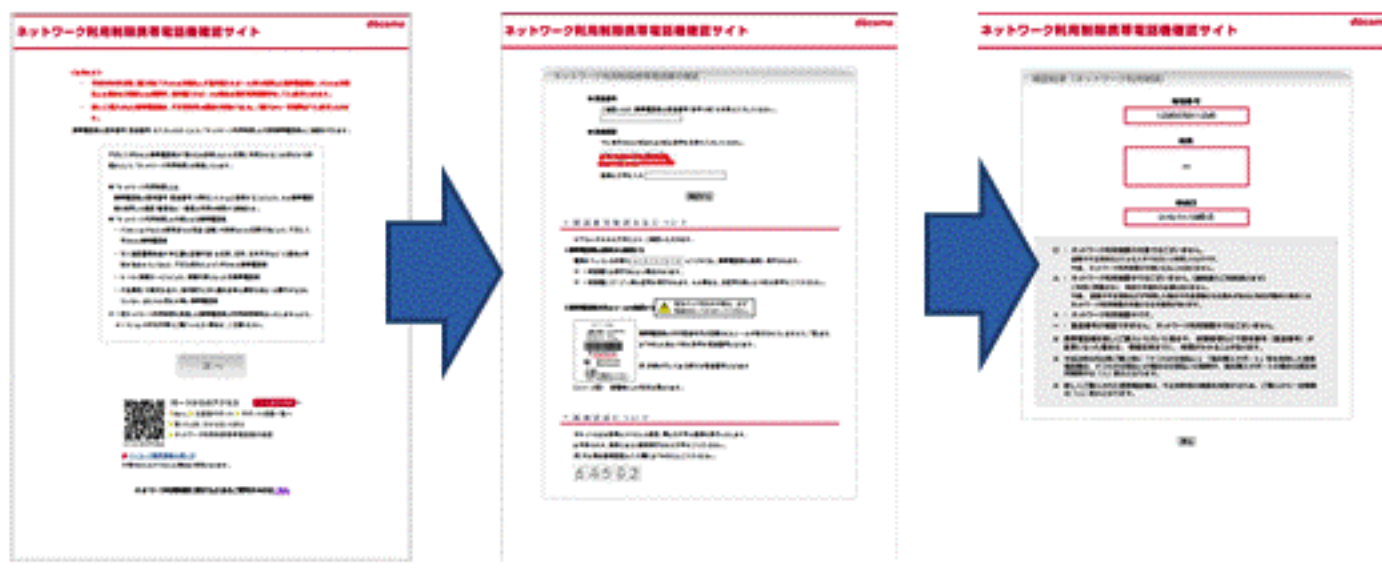
携帯電話機の固有番号（製造番号）を通信事業者のシステムに登録することにより、その携帯電話機を使用した通話（着信含む）・通信の利用を制限する機能をいいます。

ネットワーク利用制限確認サイト 遷移

TOP

製造番号入力

結果表示



ネットワーク利用制限確認結果例

- ：ネットワーク利用制限の対象ではありません。
盗難や不正契約などによる入手ではないと判明したものです。
今後、ネットワーク利用制限の対象となることはありません。
- △：ネットワーク利用制限中ではございません。(通常通りご利用頂けます)
ご利用に問題はなく、特段の手続きの必要はありません。
今後、盗難や不正契約などが判明した場合や代金滞納となる恐れがあると当社が認めた場合にはネットワーク利用制限の対象となる可能性があります。
- ×：ネットワーク利用制限中です。
- －：製造番号が確認できません。ネットワーク利用制限中ではございません。
- ※ 携帯電話機を新しくご購入いただいた場合や、故障修理などで固有番号（製造番号）が変更になった場合は、情報反映までに、時間がかかることがあります。
- ※ 平成28年6月以降ご購入時に「ドコモの分割払い」「端末購入サポート」等を利用した携帯電話機は、ドコモの分割払いの場合は分割払いの期間中、端末購入サポートの場合は規定利用期間中は「△」表示となります。
- ※ 新しくご購入された携帯電話機は、不正契約等の調査を実施するため、ご購入から一定期間は「△」表示となります。

主要3キャリアの「ネットワーク利用制限」対象の説明

項目	NTTドコモ様	ソフトバンク様	KDDI様
犯罪 (窃盗・盗難・詐欺)	ドコモショップなどの販売店での窃盗(盗難)や詐欺などの犯罪行為により、不正に入手された携帯電話機	窃盗(盗難)や詐欺等の犯罪行為その他法令に違反する行為(携帯電話不正利用防止法違反、文書偽造等)により不正に取得された場合	auショップなどの販売店での窃盗(盗難)や詐欺などの犯罪行為により、不正に入手された携帯電話機
不正契約	本人確認書類偽造や申込書の記載内容(お名前、住所、生年月日など)に虚偽の申告が含まれているなど、不正な契約により入手された携帯電話機	申込書の記入内容(氏名・住居・生年月日等)に虚偽の事項が含まれている場合 契約申込書に記入された連絡先に対し当社からの請求書等の郵便物が届かない場合	本人確認書類偽造や申込書の記載内容(氏名、住所、生年月日など)に虚偽の申告が含まれているなど、不正な契約により入手された携帯電話機
保証・補償サービス	ケータイ補償サービスにより、補償対象となった旧携帯電話機	以下のサービスにご加入の携帯電話機で、水濡れ・全損保証サービスまたは盗難・紛失保証サービス※1の対象となった旧携帯電話機(ソフトバンクショップにて回収したのも含みます) あんしん保証パック(i)プラス、あんしん保証パック(i)、あんしん保証パックプラス、あんしん保証パック、あんしん保証パックライト	交換用携帯電話機お届けサービスで回収、利用できないことになった携帯電話機
代金債務不履行	代金債務(分割支払金や、端末割引に伴う違約金等の債務を含む)の履行がなされていない、またその恐れが高い携帯電話機	代金債務(立替払による分割支払金債務を含む)の履行がなされていない、またその恐れが高い場合	代金債務(立替払などに係る債務を含む)の履行がなされていない携帯電話機

Point

- ・説明文は各社HPより抜粋
- ・上記以外に、NTTドコモ様、ソフトバンク様のHPには、一度ネットワーク利用制限を実施した携帯電話機の利用制限は解除しないことが明記されている。

中古端末とネットワーク利用制限の関係整理

●中古端末を購入したユーザーに起こるリスク（安心・安全な市場発展に影響）

ネットワーク利用制限はエンドユーザーの利用状況（支払い状況）により変動する。
したがって、利用制限が▲の端末をエンドユーザーが購入した場合、**端末の前保有者の支払い状況等により、突然端末が使えなくなるリスクがある。**

●中古端末流通を担う事業者も判断できない（中古端末事業者側も対応が難しい）

そのため、ネットワーク利用制限▲の端末に関しては**買取の対象外**にする事業者や、**買取金額自体を低めに設定**する事業者が多い。

●中古端末の市場流通に悪影響（ユーザーも困惑・クレーム化する事例）

また、端末の支払いが完了している、ということを確認した上で買取に出すエンドユーザーがネットワーク利用制限▲のため、**買取不可、もしくは減額という処置を取られ、納得されないケース（買取キャンセル等）も散見している。**

- ・消費者が安心・安全に中古端末を購入できるように
- ・中古端末事業者が消費者に安心して安全な端末を提供できるように

通信事業者様と中古端末事業者が連携していくことで、不正端末の流通を水際で防止することが可能となり、**健全な中古端末の市場拡大**につながるものと考えます。

協議させていただきたいと考えていること

- 現行ルール外の中古端末のSIMロック解除について
- 下取り端末の国内2次流通について
- 中古端末の品質保持のため、交換用の部品供給等について

Appendix

中古端末購入未経験の理由

中古端末を購入したことがない理由について、あてはまるものを全てお答え下さい。(M A) n=20532 (対象：中古端末購入未経験者)

構成員限り

消費者の
中古端末
認知度が
まだまだ
低い

出典：株式会社MM総研 中古端末の利用実態調査 (17年10月)

過去利用端末の処遇

「機種変更」「乗り換え」で購入するまでに利用していた端末について、あてまるものをお答え下さい。／現利用スマートフォンの直前端末（S A）
n=10071（対象：「機種変更」・「乗り換え」により現在スマートフォン利用者）

構成員限り

**下取りを活性化すると
埋蔵携帯の流動性が上がる可能性がある！**

中古端末の購入理由

中古端末を購入した理由について、あてはまるものを全てお答え下さい。（M A）n=1279（対象：中古端末購入経験者）

構成員限り

安さが最大の魅力！

出典：株式会社MM総研 中古端末の利用実態調査（17年10月）

中古端末に挿入するSIMカード

中古端末に挿入するSIMカードについてそれぞれお答え下さい。／中古スマートフォン（S A）n=931（対象：中古スマートフォン購入経験者）

構成員限り

**MVNOや
MNOの多
様な回線と
中古端末を
組み合わせ
て使われて
いる。**

出典表記（スライド5）

1.国内リユース携帯・スマートフォン端末市場の規模感

注1)リユース端末とは中古スマートフォン、中古携帯電話を指す。規模感はRMJ自主統計データを元に推計。2017年4-6月RMJ販売台数公表値45万台*を年間に換算。

<http://rm-j.jp/information/index.html#170727>

注2) 新品端末 2016年度国内新品携帯電話・スマートフォン出荷台数 株式会社MM総研（東京・港区）調べ。

<https://www.m2ri.jp/news/detail.html?id=239>

*右円グラフに示した比率（リユース率）は、リユース端末台数を、リユースと新品端末の合計台数で除して算出している。

2.国内リユースモバイル事業者(注3)のiPhone買い取り状況

注3)リユースモバイル事業者とは、リユースモバイル通信端末市場の発展により、多様で低廉な通信サービスが安心して安全に消費者に提供される社会の形成を目指すことを理念として2017年3月に設立した任意団体「リユースモバイルジャパン」加盟企業を指す。

注4)iPhone出荷台数を、注2)で明記した2016年度国内新品携帯電話・スマートフォン出荷台数 株式会社MM総研（東京・港区）調べ より引用。買い取り台数は、RMJ自主統計データを元に推計。2017年1~8月の累計iPhone買い取り台数12万4615台を年間に換算。

3.海外リユース端末市場との比較

注5)日本市場。注1で引用したRMJ自主統計データを元にした推計値。

注6)北米市場。米調査会社IDCの公表データを引用。同社が公表した2015年の北米中古スマートフォン市場台数実績1520万台と2020年までのCAGR(29.4%)を元に2016年市場規模を推計。

<https://www.idc.com/getdoc.jsp?containerId=prUS41929916>

注7, 8)世界市場。米調査会社IDCの公表データを引用。同社が公表した2015年の世界中古スマートフォン市場台数実績8130万台とCAGR(22.3%)を元に2016年市場規模、2020年市場規模を推計。

<https://www.idc.com/getdoc.jsp?containerId=prUS41929916>

注9)北米の2016年スマートフォン市場規模は、出典「H28年度版情報通信白書」(総務省)図表2-2-5-1 世界のスマートフォン出荷台数および予測（出典IHSTechnology）より引用。リユース比率は、2016年の北米リユーススマートフォン台数を、北米のリユースと新品端末の合計台数で除して算出している。

4.PC(主として固定回線での利用端末)とのリユース率比較

注10)PCリユース率は、国内新品PC出荷台数をMM総研調査結果から、中古PC販売台数を中古情報機器業界団体である一般社団法人情報機器リユース・リサイクル協会（RITEA）公表値から引用。中古PCの最新公表値が2015年度のため、新品も2015年度に統一しリユース率を算出。リユース率の算出方法は、注2に記載した携帯スマートフォンと同様である。。

<https://www.m2ri.jp/news/detail.html?id=10> <http://www.ritea.or.jp/pdf/160720.pdf>